

近畿税理士会天王寺支部懇談会

日時：令和6年4月9日(火) 10:00～11:00
場所：天王寺税務署 2階大会議室

税務署長あいさつ

支部長あいさつ

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

1 税理士法関係様式の改正(別添1)

令和4年度の税理士法改正等により、本年4月1日から税務代理権限証書等の様式が変更となりました。

2 租税教室の開催意向アンケート(別添2)

令和5年度の租税教室につきまして、ご協力いただきありがとうございました。

本年度について開催意向アンケートを実施したところ、小学校8校、中学校2校、高等学校1校の計11校の出前授業の要望をいただいておりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

3 租税教育推進協議会定期総会

租税教育推進協議会の定期総会につきまして、例年6月中旬に会議形式により開催しておりますが、本年については、大きな変更点がないため、書面による審議とさせていただきたいと思っておりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

4 税理士業務の概況書の提出

税理士業務の概況書の提出に、ご協力よろしくお願いいたします。
なお、提出期限は令和6年4月30日となっております。

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

1 令和5年分確定申告の振替納付日等

- ✓ 申告所得税:令和6年4月23日(火)
- ✓ 消費税:令和6年4月30日(火)

関与先の振替納税利用者につきまして、振替日の前日までに預貯金口座の残高をご確認いただくよう、ご指導をよろしくお願いいたします。

残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要になる場合があります。

5

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

2 国税のキャッシュレス納付の普及・促進について(別添3・4)

○ キャッシュレス納付の推進

国税庁では、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-」を掲げ、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指しています。

キャッシュレス納付について、令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割を目指して利用拡大に取り組んでいます。

○ 納付手段の多様化

国税の納付については、納付手段の多様化を進めることで、納税者の利便性の向上に取り組んでいます。

具体的には、金融機関やコンビニ、税務署の窓口で現金で納付する方法のほか、①振替納税、②ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)、③インターネットバンキングによる電子納税、④クレジットカード納付、⑤スマホアプリ納付といった、現金を使用しない「キャッシュレス」納付方法を提供しています。

6

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

1 期限内納付のお願い(別添5)

個人・法人に関わらず、特に消費税の期限内納付のための納税資金の確保につきまして、引き続きのご指導をお願いいたします。

「計画的な納税資金の積立てを」の資料にもありますように、ダイレクト納付など便利な納税方法もありますので、未利用の方につきましては、ご検討・ご指導をよろしくお願いいたします。

インボイス制度が開始され、初めて消費税を申告された方もおられるかと思いますので、引き続きのご指導をよろしくお願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

2 国税の納付が困難な場合の猶予制度(別添6)

国税の納付が納期限までに困難な方、既に猶予制度を利用した上で、分割納付期限までに納税が困難な方は、早めに徴収部門で納付相談を行うようご指導をお願いいたします。

具体的には、換価の猶予申請書を提出していただくこととなりますが、延滞税も軽減されますので、ご活用願います。

期限内納付が困難な場合には、所轄署で早急に納付相談を行うよう、関与先へのご指導をお願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

1 令和5年分確定申告期における申告書作成会場の従事状況

令和6年2月・3月に納税協会3階での「税理士支部独自事業での無料相談会場」及び「納税協会主催の協議派遣方式による無料相談会場」を開設いただくなど、天王寺支部の皆様におかれましては、多大なるご協力をいただき、ありがとうございました。

特に、独自事業での無料相談会場におきましては、申告期前から期中にかけて、多くの納税者に対し相談いただき、ありがとうございました。

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

2 令和5年分所得税等の確定申告の見直し確認

現在、提出された確定申告書の内容の見直し確認を、順次行っております。

確定申告書に税務代理権限証書の添付がない場合は、納税者の方に連絡を行いますので、ご留意願います。

なお、修正申告書や更正の請求書等の提出が必要となった場合は、e-Taxのご利用をお願いします。

3 消費税の各種届出書の提出

新たに課税事業者となる場合や課税事業者該当しなくなる場合は、速やかにその旨の届出書の提出をお願いします。

なお、提出に当たっては、e-Taxのご利用をお願いします。

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

令和6年分所得税の定額減税について

令和6年度の税制改正法案が施行され、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなり、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際に定額減税を行うこととなりました。

3月下旬に源泉徴収義務者の方に向け、国税庁から定額減税事務に関するパンフレットを発送したところですが、別途、大阪国税局において制度周知用リーフレット(別添7)を作成しましたので、関与先の方から相談を受けられた際にご活用ください。

リーフレットで案内する国税庁HP「定額減税に関する特設サイト」では、制度解説動画、パンフレット、Q&Aのほか、一般相談向けコールセンターの電話番号も掲載していますので、こちらもご活用ください。

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

令和6年分所得税の定額減税について

また、天王寺納税協会との共催で源泉徴収義務者向けに定額減税説明会(別添8)を開催し、国税庁HP掲載の制度解説動画やパンフレットを使用して定額減税制度や事務手続を説明しています。

関与先の方で説明会参加希望の方がいらっしゃいましたら、席に限りがありますので早めにご予約いただきますよう、お伝えください。

なお、説明会では大阪市が作成した「個人市・府民税の定額減税について」を上映するとともに、リーフレット(別添9)を配付しています。

リーフレットには市税事務所の問合せ先も記載されていますので、こちらもご活用ください。

支部提案議題

1 確定申告期の税務相談の対応について

2 支部定期総会について

3 租税教育について

4 その他

税理士会支部懇談会・資料

日時：令和6年4月9日（火）

場所：天王寺税務署2会大会議室

税務代理権限証書等について

○ 税務代理権限証書（税理士法30条）の様式改正

○ 令和4年度税理士法改正等で、税務代理権限証書の様式が改正（令和6年4月1日施行）。

○ 改定により変更・追加された欄は、主に次の3点。

- ① 「税務調査の通知・終了の際の手續に関する同意」欄（変更）
- ② 「税務代理の対象となる書類の受領に関する事項」欄（追加）
- ③ 「委任状」欄（追加）

【改正後】

令和 年 月 日		税務代理権限証書		税理士番号
氏名又は名称	税理士	事務所名称	事務所名称	事務所名称
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
住所	住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
税務代理の対象となる事項	税務代理の対象となる事項	税務代理の対象となる事項	税務代理の対象となる事項	税務代理の対象となる事項
1. 税務代理の対象となる事項	1. 税務代理の対象となる事項	1. 税務代理の対象となる事項	1. 税務代理の対象となる事項	1. 税務代理の対象となる事項
2. 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項	2. 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項	2. 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項	2. 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項	2. 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項
3. その他	3. その他	3. その他	3. その他	3. その他
委任状	委任状	委任状	委任状	委任状
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
税理士	税理士	税理士	税理士	税理士
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
住所	住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号

【改正前】

令和 年 月 日		税務代理権限証書		税理士番号
氏名又は名称	税理士	事務所名称	事務所名称	事務所名称
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
住所	住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
税務代理の対象となる事項	税務代理の対象となる事項	税務代理の対象となる事項	税務代理の対象となる事項	税務代理の対象となる事項
1. 税務代理の対象となる事項	1. 税務代理の対象となる事項	1. 税務代理の対象となる事項	1. 税務代理の対象となる事項	1. 税務代理の対象となる事項
2. 委任状	2. 委任状	2. 委任状	2. 委任状	2. 委任状
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
税理士	税理士	税理士	税理士	税理士
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
住所	住所	住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号

① 「調査の通知・終了の際の手続に関する同意」欄の変更（項目の追加）

税務代理権限証書		※整理番号
令和 年 月 日 殿	税理士又は税理士法人	氏名又は名称
		事務所名称及び所在地
		電話()
		登録番号等
		税理士会
		支部
		号
上記の税理士を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。	税理士	令和 年 月 日
過年度の税務代理	税理士法人	
調査の通知・終了の際の手続に関する同意		
<p>下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。）。【委任する場合は口印を記載してください。】</p> <p>上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への下表の通知又は説明等は、私（当法人）に代えて当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は口印を記載してください。】</p>		
<p>調査終了時点において更正決定等をすべきと認められない場合における、その旨の通知</p> <input type="checkbox"/>		
<p>調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合における、調査結果の内容の説明等（当該説明に併せて修正申告等の勧奨が行われる場合における必要な説明・書面の交付を含む。）</p> <input type="checkbox"/>		



・更正決定等をすべきと認められない旨の通知
 ・調査結果の内容の説明等
 に関して、納税者に代えて税理士に行うことについての納税者の同意の欄を追加。

② 「2 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項」欄の追加

<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
2 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項	
3 その他の事項	

【代理受領の対象となる電子通知】

- 更正の請求に係る更正通知
- 期限後申告書・修正申告書の提出、更正の請求に係る更正があった場合に課する加算税に係る賦課決定通知
- 予定納税額の通知
- 適格請求書発行事業者の登録通知
- 更正の請求に係る更正の理由がない旨の通知
- 予定納税額の減額申請に係る承認又は却下の通知



電子通知を代理受領するためには、以下を行う必要があります。

- ① e-Taxで「通知の基となる申告書等」と「税務代理権限証書」を送信（紙提出は不可）
- ② 「通知の基となる申告書等」を送信する際に、「通知の電子受領を希望」を選択
- ③ 「税務代理権限証書」を送信する際に、税務代理の対象となる「税目」、「年分」のほか、税理士の利用者識別番号等を入力するとともに、当該欄のチェックボックスから代理受領を希望する電子通知を選択

③ 「委任状」欄の追加

委 任 状			
令和 年 月 日	を代理人と定め、		
上記の	_____ について、委任します。		
依頼者： _____	(住所又は事務所の所在地は、上記税務代理権限証書に記載のとおり)		
※事務処理欄	部門	業種	他部門等回付 () 部門



- ・ 納税証明書の交付請求
- ・ 税務署窓口での申告書等閲覧サービスの際、手続の委任状として利用可能です。

○ 税務代理権限証書に記載した旨の通知書の委任が終了した旨の通知書の様式新設

税務代理権限証書に記載した旨の通知書の委任が終了した旨の通知書

令和 年 月 日	氏名又は名称 税務士 又 は 税務士個人	氏名又は名称 外務所の名称 又 及び 所在地 所属税務士会等	支店番号等	電話() 税務士会 部	支店 番号
令和 年 月 日 (e-Tax 受付番号:)	氏名又は名称 () に提出した「税務代理権限証書」に記載した旨の通知書について、令和 年 月 日に委任が終了した旨を通知いたします。				
依頼者であつたもの	上記の「税務代理権限証書」に記載した各税目に関する年分の加えて、当該「税務代理権限証書」の「年分」に関する「年分」の「年分」にレバレッジがある場合における当該年分の各税目に係る税務代理権限に関する事項について、委任が終了した旨を通知いたします。【通知する場合は上記に印刷を記載してください。】				
依頼者で あつたもの	氏名又は名称 住所又は事務所 の 所 在 地	電話 ()			
備考 (任意) 上記の「税務代理権限証書」に記載した事項					
通知書に関する事項					
通知書の通知・終了の期日に関する事項					
通知書の通知	有	有	有	有	有
通知書の通知	有	有	有	有	有
通知書の通知	有	有	有	有	有
通知書の通知	有	有	有	有	有
1. 税務代理の対象となる事項					
(必ずしも関係ない場合は記載しなくても可)					
所得税 (国税・地方税を含む)	有	有	有	有	有
法人税 (国税)	有	有	有	有	有
消費税 (国税)	有	有	有	有	有
地方消費税 (国税)	有	有	有	有	有
所得税 (国税)	有	有	有	有	有
法人税 (国税)	有	有	有	有	有
消費税 (国税)	有	有	有	有	有
地方消費税 (国税)	有	有	有	有	有
2. 税務代理の対象となる書類の種類に関する事項					
有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>					
3. その他					

委任状に記載した旨の通知書

令和 年 月 日 (e-Tax 受付番号:) に提出した「委任状」に記載した委任については、令和 年 月 日に終了した旨を通知します。

(住所又は事務所の所在地は、上記「税務代理権限証書」に記載した税務代理権限が完了した旨の通知書に記載のとおり)

備考 (任意) 上記の「委任状」に記載した事項

委任事項

請求書の送付先 部門 業種 電話番号 郵便番号 () 部門

令和6年4月1日以降、税務代理の委任が終了した場合、税理士の方が、ご提出ください。

- ・ 基となる税務代理権限証書ごとに、ご提出ください。
- ・ 過年度分も含めて終了した場合は、「過年度分に関する税務代理」欄のチェックをお願いいたします。
- ・ e-Taxで提出する場合は、基となる税務代理権限証書を提出した際の「受付番号」と「納税者(依頼者)の利用者識別番号」の入力欄がありまので、その入力をお願いいたします。

書面添付制度について

1 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備

【見直し内容】

- 法第33条の2に規定する記載書面（計算事項等書面、審査事項等書面）の様式について、簡明性向上等の観点から見直しを行う[R6.4.1施行]。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

- 法第33条の2に規定する書面について、次のとおり改正。

項目	改正部分	改正後	改正前
名称	第1項書面	申告書の作成に関する計算事項等記載書面	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
	第2項書面	申告書に関する審査事項等記載書面	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面
記載項目	第1項書面	1 提示を受けた帳簿書類に関する事項	1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項
		2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項	2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項
	第2項書面	5 総合所見	<新設>
		6 その他	5 その他
	第2項書面	5 総合所見	<新設>
		6 その他	5 その他

- 法第33条の2に規定する書面について、資産税に対応する様式を新たに制定。

項目	制定部分	改正後	改正前
名称	第1項書面	申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）	—
	第2項書面	申告書に関する審査事項等記載書面（資）	—

※ 令和6年4月1日以降適用

法333条の2第1項の添付書面の様式改正

【改正後】

税 申告書（年分・年月日 事業年度分・年月日）に係る

申告書の作成に関する計算事項等記載書面 **3302①**

※整理番号	
氏名又は名称	
税理士又は 税理士法人 事務所の所在地	電話（ ） -
氏 名	
書面作成に 係る税理士 事務所の所在地	電話（ ） -
所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出	有（ ） ・ 無
依頼者	氏名又は名称 住所又は事務所の所在地 電話（ ） -

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。

1 提示を受けた帳簿書類に関する事項	帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称
1 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項	左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称
2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項	帳簿書類の名称
	作成記入の基礎となった書類等

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事項 年月日	税理士名	事前通知等事項 通知年月日	平成年月日
------------	----	----	-----------------	------	------------------	-------

(1/4)

【改正前】

税 申告書（年分・年月日 事業年度分・年月日）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 **3302①**

※整理番号	
氏名又は名称	
税理士又は 税理士法人 事務所の所在地	電話（ ） -
氏 名	
書面作成に 係る税理士 事務所の所在地	電話（ ） -
所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出	有（ ） ・ 無
依頼者	氏名又は名称 住所又は事務所の所在地 電話（ ） -

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項	帳簿書類の名称
	作成記入の基礎となった書類等
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項	帳簿書類の名称
	備考

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事項 年月日	税理士名	事前通知等事項 通知年月日	平成年月日
------------	----	----	-----------------	------	------------------	-------

(1/4)

○ 法33条の2第1項の添付書面の様式改正（続き）

※ 令和6年4月1日以降適用

【改正後】

※整理番号	
事項	相談の要旨
4 相談に応じた事項	
5 総合所見	
6 その他	

(3/4)

【改正前】

※整理番号	
事項	相談の要旨
4 相談に応じた事項	
5 その他	

(3/4)

※ 令和6年4月1日以降適用

○ 法33条の2第2項の添付書面の様式改正

【改正後】

税 申告書 (年分・ 年 月 日 事業年度分・) に係る
 送 付 印
申告書に関する審査事項等記載書面 (33の2②)
 年 月 日 監 ※監理番号

氏名又はは 税理士法人	氏名又はは名称 事務所の所在地	電話 () -
書面作成に 係る税理士	氏 名	
税務代理権限 証書の提出	事務所所在地 所属税理士会等	電話 () - 支 部 登録番号 第 号
有 () ・ 無	氏名又はは名称 住所又は事務所 の所在地	電話 () -
私 (当法人) が審査の依頼を受けた申告書に関し審査した事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。		
1 相談を受けた事項		
事 項	相 談 の 要 旨	
2 審査に当たって提示を受けた帳簿書類 帳簿書類の名称		
確 認 し た 内 容		

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事項 年月日	税理士名	事前通知等事項 通知年月日	予定年月日
------------	----	----	-----------------	------	------------------	-------

(1/4)

【改正前】

税 申告書 (年分・ 年 月 日 事業年度分・) に係る
 送 付 印
税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面 (33の2②)
 年 月 日 監 ※監理番号

氏名又はは 税理士法人	氏名又はは名称 事務所の所在地	電話 () -
書面作成に 係る税理士	氏 名	
税務代理権限 証書の提出	事務所所在地 所属税理士会等	電話 () - 支 部 登録番号 第 号
有 () ・ 無	氏名又はは名称 住所又は事務所 の所在地	電話 () -
私 (当法人) が審査の依頼を受けた申告書に関し審査した事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。		
1 相談を受けた事項		
事 項	相 談 の 要 旨	
2 審査に当たって提示を受けた帳簿書類 帳簿書類の名称		
確 認 し た 内 容		

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事項 年月日	税理士名	事前通知等事項 通知年月日	予定年月日
------------	----	----	-----------------	------	------------------	-------

(1/4)

○ 法33条の2第2項の添付書面の様式改正（続き）

※ 令和6年4月1日以降適用

【改正後】

※整理番号	
4 審査結果	
5 総合所見	
6 その他	

(3/4)

【改正前】

※整理番号	
4 審査結果	
5 その他	

(3/4)

※ 令和6年4月1日以降適用

法33条の2の添付書面の資産税新様式

【第1項書面】

税 申告書 (年分、年 月 日相続開始分) に係る
 申告書の作成に関する計算事項等記載書面 (資) 33の2(1)(資)

受 付 印

年 月 日 監

※整理番号

氏名又は名称 税務所の所在地	電話 () -
氏 名	
書面作成に係る税理士 事務所所在地	電話 () -
所属税理士会等 事務所所在地	支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出 有 () ・ 無	
依頼者 氏名又は名称 住所又は事務所 の所在地	電話 () -
相続税の場合 被相続人の氏名 被相続人の住所	

私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相続に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。

1 提示を受けた書類等に関する事項
 書類等(申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。)の名称
 左記の書類等以外の書類等

2 自ら作成記入した書類等に関する事項
 書類等の名称
 作成記入の基礎となった書類等

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事務 年月日	事前通知等事務 通知年月日	予定年月日
			..	税理士名	..

(1/4)

【第2項書面】

税 申告書 (年分、年 月 日相続開始分) に係る
 申告書に関する審査事項等記載書面 (資) 33の2(2)(資)

受 付 印

年 月 日 監

※整理番号

氏名又は名称 税務所の所在地	電話 () -
氏 名	
書面作成に係る税理士 事務所所在地	電話 () -
所属税理士会等 事務所所在地	支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出 有 () ・ 無	
依頼者 氏名又は名称 住所又は事務所 の所在地	電話 () -
相続税の場合 被相続人の氏名 被相続人の住所	

私(当法人)が審査の依頼を受けた申告書に関し審査した事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。

1 相談を受けた事項
 事 項
 相談の要旨

2 審査に当たって提示を受けた書類等
 書類等の名称
 確認した内容

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事務 年月日	事前通知等事務 通知年月日	予定年月日
			..	税理士名	..

(1/4)

租税教室開催実績・予定

令和6年4月1日現在

区分	学 校 名	実績				予定	
		元	2	3	4	5	6
小学校	大阪市立 五条小学校	○	○		○	○	○
	大阪市立 大江小学校	○		○	○	○	○
	大阪市立 真田山小学校	○			○	○	○
	大阪市立 生魂小学校	○		○	○	○	○
	大阪市立 聖和小学校	○			○	○	○
	大阪市立 天王寺小学校	○			○	○	○
	大阪市立 桃陽小学校	○		○	○	○	○
	大阪市立 味原小学校	○	○		○	○	○
	計 8 校	8校	2校	3校	8校	8校	8校
開催割合	100.0%	25.0%	37.5%	100.0%	100%	100.0%	
中学校	学 校 名	実績・予定					
		元	2	3	4	5	6
	大阪教育大学附属天王寺中学校						
	大阪市立 高津中学校						
	大阪市立 夕陽丘中学校	選管コラボ					○
	大阪市立 天王寺中学校	○				○	○
	四天王寺中学校	○	○	○	○	●	●
	大阪星光学院中学校						
	明星中学校						
	清風中学校	選管コラボ			○		
	上宮学園中学校						
計 9 校	4校	1校	1校	2校	2校	3校	
開催割合	44.4%	11.1%	11.1%	22.2%	22.2%	33.3%	
高等学校	学 校 名	実績・予定					
		元	2	3	4	5	6
	大阪教育大学附属高等学校 天王寺校舎			選管コラボ			
	大阪府立 高津高等学校	○	○				
	大阪府立 清水谷高等学校	選管コラボ					
	大阪市立 大阪ビジネスフロンティア高等学校	○			○	○	○
	大阪府立 夕陽丘高等学校						
	興國高等学校	○					
	四天王寺高等学校						
	上宮高等学校						
	清風高等学校						
	大阪星光学院高等学校						
	大阪夕陽丘学園高等学校						
明星高等学校							
計 12 校	4校	1校	1校	1校	1校	1校	
開催割合	33.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	

○：出前授業、●：DVDによるオンデマンド授業

国税のキャッシュレス納付 の普及・促進について



2024年2月
徴収部 管理運営課

目次

1. はじめに
2. 国税のキャッシュレス納付の現状と課題
3. 源泉所得税の課題と対応
4. 自動ダイレクトについて
5. 自動ダイレクトの利用手順
6. 参考

1. はじめに

○キャッシュレス納付の推進

- 国税庁では、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」を掲げ、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指しています。
- キャッシュレス納付について、令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割を目指して利用拡大に取り組んでいます。

○納付手段の多様化

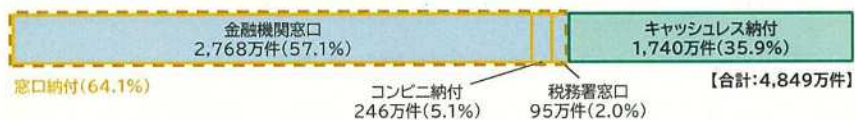
- 国税の納付については、納付手段の多様化を進めることで、納税者の利便性の向上に取り組んでいます。
- 具体的には、金融機関やコンビニ、税務署の窓口で現金で納付する方法のほか、①振替納税、②ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、③インターネットバンキングによる電子納税、④クレジットカード納付、⑤スマホアプリ納付といった、現金を使用しない「キャッシュレス」納付方法を提供しています。

○その他の取り組み

- 税理士やキャッシュレス納付の未利用者に対する利用勧奨
- 金融機関、関係民間団体、関係省庁と連携した周知・広報
- 金融機関、関係省庁との協働による対応策の検討・実施

2. 国税のキャッシュレス納付の現状と課題

○国税の納付件数（手段別内訳：令和4（2022）年度実績）



○件数ベースで全体の**64.1%**が金融機関や税務署等での窓口納付、キャッシュレス納付^(※)は**35.9%**

(※) 「キャッシュレス納付」とは、①ダイレクト納付(e-Taxによる振替納税)、②振替納税、③インターネットバンキングによる電子納税、④クレジットカード納付及び⑤スマホアプリ納付を指す。

○窓口納付に係る割合・税目別割合

【人格別】



【税目別】



※ 源泉所得税には自主納付分と告知分が含まれている。

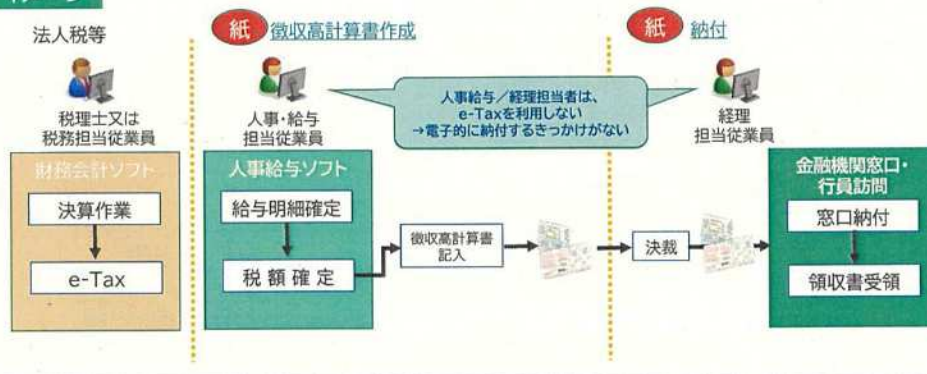
- 窓口納付のうち、人格別の納付割合については、法人の占める割合が約7割**(69.9%)**
- 税目別の納付割合については、源泉所得税の占める割合が約5割**(50.9%)**

3. 源泉所得税の課題と対応

○源泉所得税の納付方法(想定)

- 法人税等については、税理士等がe-Taxによる電子申告後、その方々がスムーズにキャッシュレス納付を行っている想定されます。
- 一方、源泉所得税については、徴収高計算書1つの書類につき、「申告」の作成と「納付」の手続の両面の特性があり、人事給与担当者が作成し、経理担当者が納付を実施するという実態が想定されます。

イメージ



3. 源泉所得税の課題と対応

○想定される課題

- ① 事業者が使用する給与ソフトサービスでは、給与計算から徴収高計算書の集計まで行える一方、徴収高計算書のe-Taxの送信機能に対応していない(又は知らない)と考えられます。
- ② 納期が毎月同日である住民税(特別徴収分)や給与支払手続にあわせて、「ついでに」金融機関窓口で納付する傾向があると考えられます(納税者は現状を特に不便と思っていない)。
- ③ 徴収高計算書に、「申告」と「納付」の両面の特徴があり、担当者が異なっている。

○求められる対応

- ① e-Taxによる「徴収高計算書」の作成・納付の周知・広報
- ② 地方税(eLTAX)とあわせたダイレクト納付の利用勧奨
- ③ e-Taxでの「申告」と「納付」の手続を一本化

令和6年4月1日から、「**自動ダイレクト**」利用開始

4. 自動ダイレクトについて【①概要】(令和6年4月1日から運用開始)

ダイレクト納付の概要

- ◆ **ダイレクト納付** (e-Taxによる口座振替) は、あらかじめ利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告等した後、簡単な操作で、即時又は期日を指定して預貯金口座からの口座引落しにより納付できる制度。

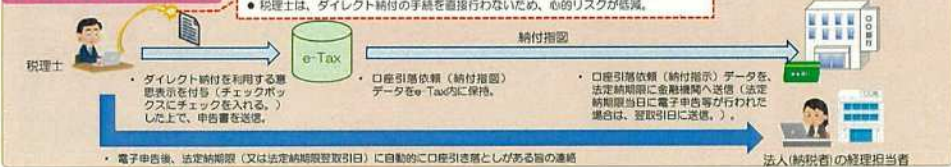
現行制度におけるイメージ



自動ダイレクトの概要(機能追加)

- ◆ 電子申告(期限内申告に限る。)と併せてダイレクト納付を行う旨の意思表示を行うことで、**各申告手続の法定納期限に自動的に口座引落しを実施する**。当該手続が法定納期限に行われた場合は、その翌取引日に自動的に口座引き落としを行うこととする。その納付(税額が1億円以下(注)の場合に限る。)については期限内の収納として取り扱う。
(注) 令和6年4月1日～令和8年3月31日は1,000万円、令和8年4月1日～令和10年3月31日は3,000万円。

自動ダイレクトのイメージ



4. 自動ダイレクトについて【②詳細】

○利用税目

- 全ての税目(従来のダイレクト納付で利用できる税目と同じ)

○利用可能額

- **法定納期限前日までに納付手続を行った場合**
利用する金融機関の金額による(従来のダイレクト納付の利用可能額と同じ)
- **法定納期限当日に納付手続を行った場合**
上記利用可能額又は次の金額のうち、低い金額。
※申告による納付税額が下表の上限を超える場合は、自動ダイレクトを利用できません。

申告等データの送信日	金額
令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

4. 自動ダイレクトについて【②詳細】

○利用可能な金融機関

- ダイレクト納付を利用可能な金融機関

○対象者

- ダイレクト納付の口座登録が完了している方
※ダイレクト納付利用届出書の提出ではなく、提出後、口座登録が完了(「ダイレクト納付登録完了通知」を受信)している必要があります。

○対象手続

- 令和6年4月1日以降、法定申告期限と同時に法定納期限が到来するもの(輸入品に係る申告消費税等を除く。)
- 法定納期限までに、申告手続と同時に納付手続が行われたもの
- 申告による納付税額が利用可能額を超えないもの

○利用可能時間

- e-Taxの利用可能時間

4. 自動ダイレクトについて【③留意事項(全税目共通)】

項番	項目	内容
1	デフォルトチェック	パッケージソフト(市販の会計ソフト)では、申告データの送信時に、自動ダイレクトを利用する旨の項目にデフォルトではチェックが入っていない。チェックを入れることで、自動ダイレクトが利用可能かe-Taxと連携し判定する。
2	複数口座登録	ダイレクト納付の口座登録を複数行っている場合、e-Taxのマイページで基本口座のほか、税目ごとに口座の設定が可能。 ※ 基本口座とは、自動ダイレクトで、各税目について共通して引き落とされる口座をいい、設定すれば申告データ送信時に初期表示される。 税目ごとに口座を設定した場合には、当該口座が、申告データ送信画面で基本口座に優先して表示される。 なお、この設定をしていない場合、申告送信時に毎回口座を選択する必要がある。
3	税理士の委任関係	税理士が関与先の納税者の納税に際して、自動ダイレクトを行う場合は、e-Taxで委任関係の登録を行う必要がある。 なお、この委任関係の登録は従来の登録方法から特段の変更はなく、既に登録している場合は、追加の登録は不要である。 また、関与先の納税者と委任関係登録のない税理士は、次のどちらかの場合、自動ダイレクトを行うことができる。 ①ダイレクト納付の登録口座が1つの場合 ②基本口座のほか、税目ごとに設定した自動ダイレクトの口座が設定されている場合

5.自動ダイレクトの利用手順

○ダイレクト納付利用手順

- 1 e-Tax開始届出書の提出
- 2 ダイレクト納付利用届出書の提出
- 3 徴収高計算書の作成・提出+納付指示(自動ダイレクト)
- 4 納付指示(ダイレクト納付)

3 徴収高計算書の作成・提出+納付指示(自動ダイレクト)

e-Tax
電子申告・納付システム

市 サイトマップ よくある質問(Q&A) お問い合わせ 文字サイズ 標準 大 ログイン

個人の方 法人の方 電子納税 お知らせ 利用可能時間 **各ソフト・コーナー**

パソコンからでも! スマートフォンからでも!
自動計算でらくらく申告書作成!
確定申告書等の作成はこちらから!

e-Taxの利用可能時間

全日	24時間
土日祝日等を含みます。	※メンテナンス時間を除きます。

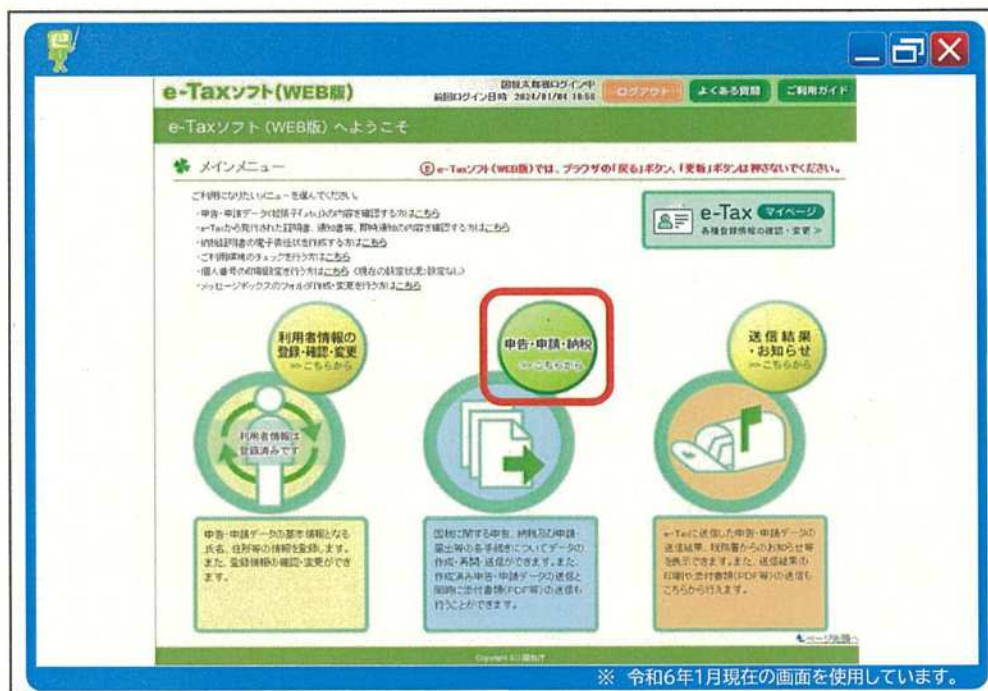
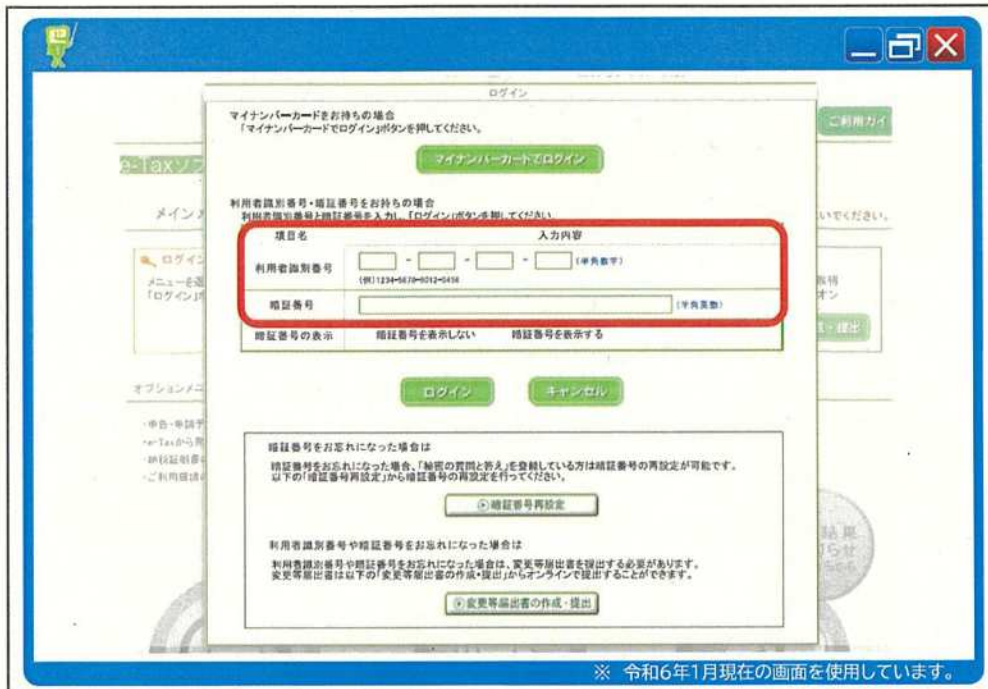
詳しくはこちら
よくある質問

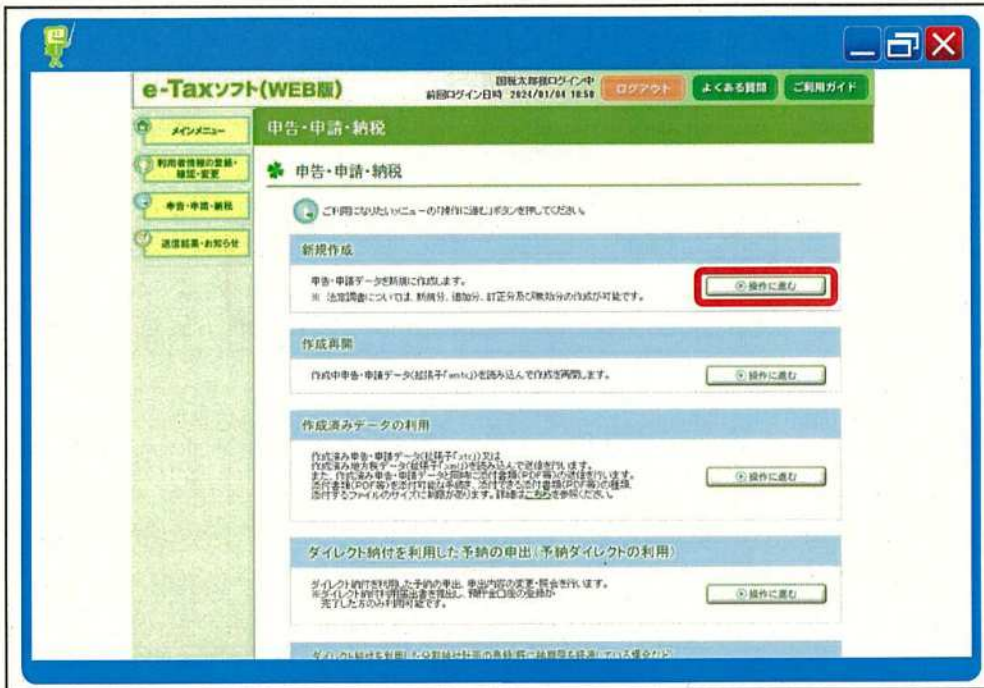
閲覧の多いよくある質問TOP5

緊急のお知らせ

令和6年1月12日 令和6年新春半農地費に関するお知らせ









利用者の登録・確認・変更

申告・申請・納税

送信結果・お知らせ

申告書等の作成 2/2

納税等の区分及び区分の入力 (完了)

支払年月日・人員・支給額・税額の入力

納税等の区分

区分	支払年月日 (年 月 日)	人員 (人数)	支給額 (円)	税額 (円)
徴収-徴収額 (01)	2019 年 05 月 30 日	1 人	2,000 円	10,000 円
徴収 (徴収額と支給額) (02)				
日雇労働者の徴収 (03)				
労働者徴収 (04)				
役員上乗の徴収 (05)				
役員員金 (06)				
同上の徴収 確定年月日				

基本調製による
本税 10,000 円
 基本調製による
延滞税 (05) 10,000 円
 合計額 20,000 円

確定申告

利用者の登録・確認・変更

申告・申請・納税

送信結果・お知らせ

入力内容の確認・訂正

入力内容の確認・訂正

入力した内容を確認し、「戻る」ボタンを押してください。また、「編集・変更」ボタンを押すことで、住所等の利用者の変更を行うことができます。入力内容の訂正を行う場合は、「戻る」ボタンを押して入力画面に戻り、訂正してください。印刷ボタンを押すと標準イメージで印刷されます。

区分	支払年月日 (年 月 日)	人員 (人数)	支給額 (円)	税額 (円)
徴収-徴収額 (01)	令和 6 年 5 月 30 日	1 人	2,000 円	10,000 円
徴収 (徴収額と支給額) (02)				
日雇労働者の徴収 (03)				
労働者徴収 (04)				
役員上乗の徴収 (05)				
役員員金 (06)				
同上の徴収 確定年月日				

住所 (電話番号 03 - 2222 - 2222)
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
 国税水部

基本調製による
本税 10,000 円
 基本調製による
延滞税 (05) 10,000 円
 合計額 20,000 円

確定申告

法人番号 (10桁)					
税理士番号 (8桁)					
役員番号 (10桁)					
親上の支出 種別別別					
住所 (郵便番号 03 - 2222 - 2222) (所在地) 宮城県仙台市青葉区1丁目セントダイヤビル	※本課税による 手取税額(04)				
氏名 (姓) 国光太郎	※本課税による 延滞税額(05)				
	本税		10,000		
	延滞税				
	合計額		10,000		

所得税額計算書用紙の送付の選択
 送付不要 送付希望

項目名	入力内容
提出先税務署等 <small>(※必須)</small>	(1) 都道府県 [宮城県] (2) 税務番号 [1001] 提出先の税務署等は「こちら」からご確認ください。
項目名	利用者情報の確認・変更
利用者情報	<input type="button" value="詳細・変更"/>

Copyright © 2014 国光太郎

申請・申請・納税	受付システムへの送信
送信結果・お知らせ	

以下の申請書を受付システムへ送信します。

- この申請書を利用する場合は、電子署名は不要です。そのまま「送信」ボタンを押して受付システムへ送信してください。
- 申請書を選択する場合は、「印刷」ボタンを押してください。
- この申請書には税理士代理権限登録も併せて行えます。併付する場合は、「併付書類」ボタンを押してください。
- 送付した申請書の送信通知を印刷するファイルを設定する場合は、「ファイル選択」ボタンを押してください。

項目名	入力内容
申請書名称	給与所得・退職所得等の所得税額計算書(一般)
氏名又は名称	国光太郎
個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な申請です。
提出先税務署等	1001 仙台市
添付書類	なし
提出年月日	令和6年6月20日

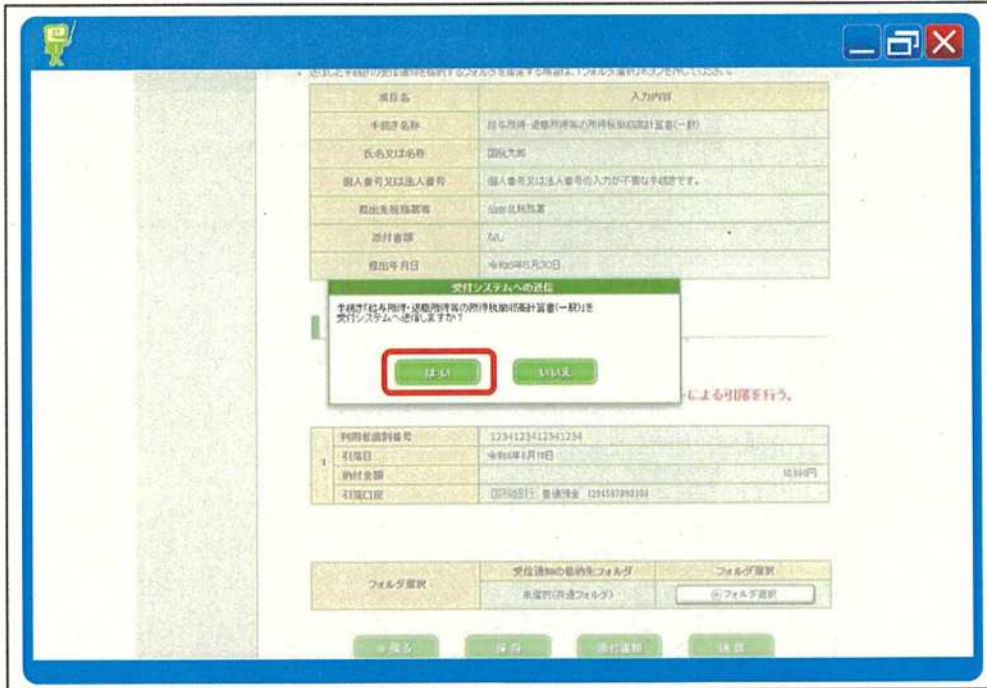
自動ダイレクト

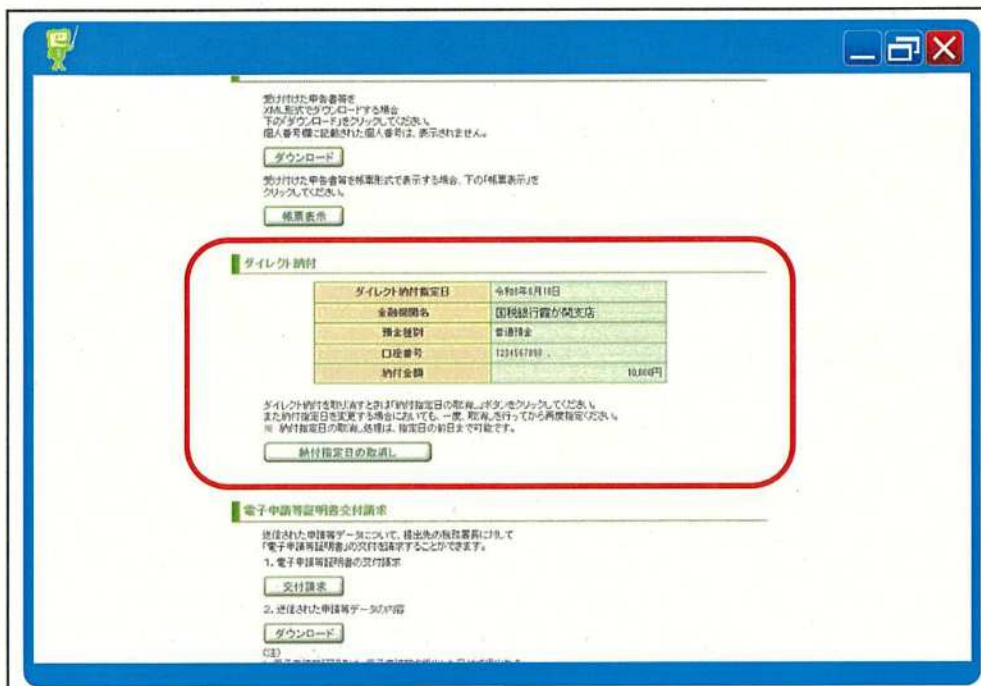
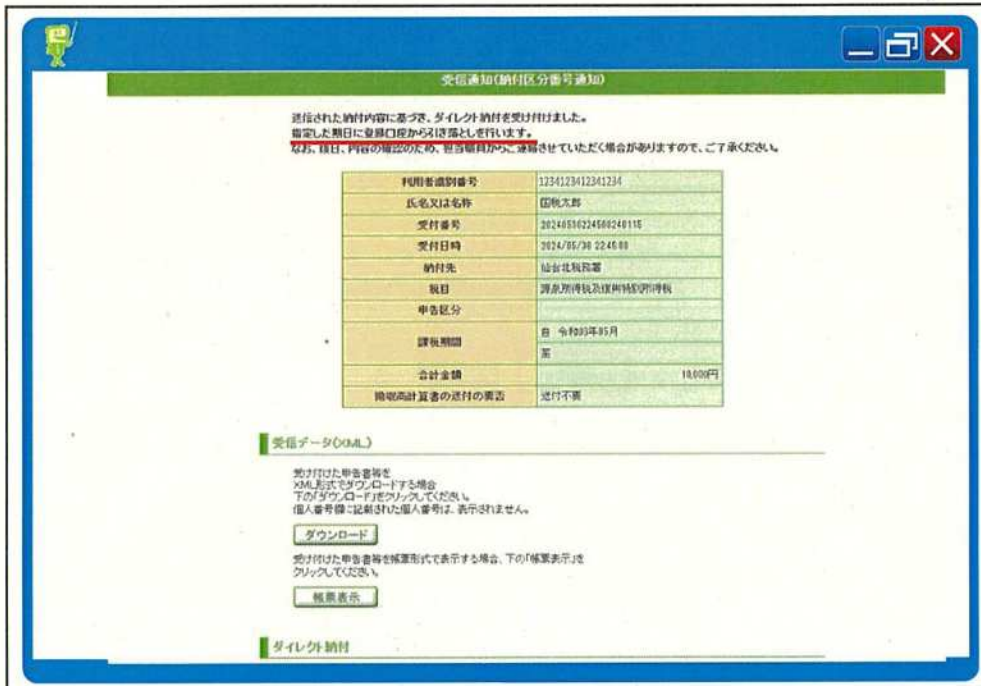
本申請は自動ダイレクトの対象です。 [自動ダイレクトとは?](#)

私(当社)は、申請した納税額について、自動ダイレクトを利用して、下記の口座からの引落としにより納付します。

※ この画面は開発中のものです。







4 納付指示(ダイレクト納付)

受信通知 (納付区分番号通知)

納付内容を確認し、以下のボタンより納付してください。

※この手続は、申告データの送信ではありません。

※納付手続の重複にご注意ください。
選択された納付手続が完了しないまま、本画面または別ウィンドウ（外部サイト）において、別途、納付手続をされた場合、二重に納付されるおそれがありますのでご注意ください。

申告等内容

利用者識別番号	1234123412341234
氏名又は名称	国税太郎
受付番号	20240508224500240110
受付日時	2024/05/08 22:45:00
納付先	仙台北税務署
税目	源泉徴収税及課税特別徴収税
申告区分	
課税期間	自 令和05年05月 至
合計金額	10,000円
徴収高計算書の送付の要否	送付不要

ダイレクト納付

届出をした預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

登録名義

納付金額

引き落とし口座を以下の登録口座より選択してください。

選択	金融機関名	預金種別	口座番号
<input checked="" type="radio"/>	国税銀行霞が関支店	普通預金	1234567890
<input type="radio"/>	税務銀行本店	普通預金	9876543210

上記登録内容で、納付を行いますか。

登録名義	コクゼイ タロウ
納付金額	10,000 円

引き落とし口座を以下の登録口座より選択してください。

選択	金融機関名	預金種別	口座番号
<input checked="" type="radio"/>	国税銀行霞が関支店	普通預金	1234567890
<input type="radio"/>	税務銀行本店	普通預金	9876543210

納付日を設定してください。
 納付日は、原則として納期限までしか指定できません。
 納付日は、休日、祝日及び12月29日～1月3日は指定できません。

納付日

上記登録内容で、納付を行いますか。

国税大塚税務センター
国税庁ウェブサイト 2023/01/04 14:58 ログイン よくある質問 ご利用ガイド

e-Taxソフト (WEB版)

e-Taxソフト (WEB版) へようこそ

② e-Taxソフト (WEB版) では、ブラウザの「戻る」ボタン、「更新」ボタンは押さないでください。

メインメニュー

- ご利用の詳しいメニューを選んでください
- 申告・申請データ(包括電子ファイル)の内容を確認することができます
- e-Taxから先行された証明書、通知書等、即時通知の届き確認することができます
- 納付期限の電子申告を完了する形はあります
- ご利用準備のチェックを行うことができます
- 個人番号カードの申請受付を行うことができます (現在の状況は、お問合せ)
- メッセージボックスのフォルダごとの検索・変更を行うことができます

e-Tax マイページ

各種登録情報の確認・変更

利用者情報の登録・確認・変更

マイページから

申告・申請データの基本情報となる
 氏名、住所等の情報を変更します。
 また、登録情報の確認・変更が可能です。

申告・申請・納税

マイページから

国税に関する申告、納税及び申請・
 届出等の各手続においてデータの
 作成・再送・送信が出来ます。また、
 作成済み申告・申請データの送信と
 印刷の代行書類(PDF等)の送信も
 行うことが出来ます。

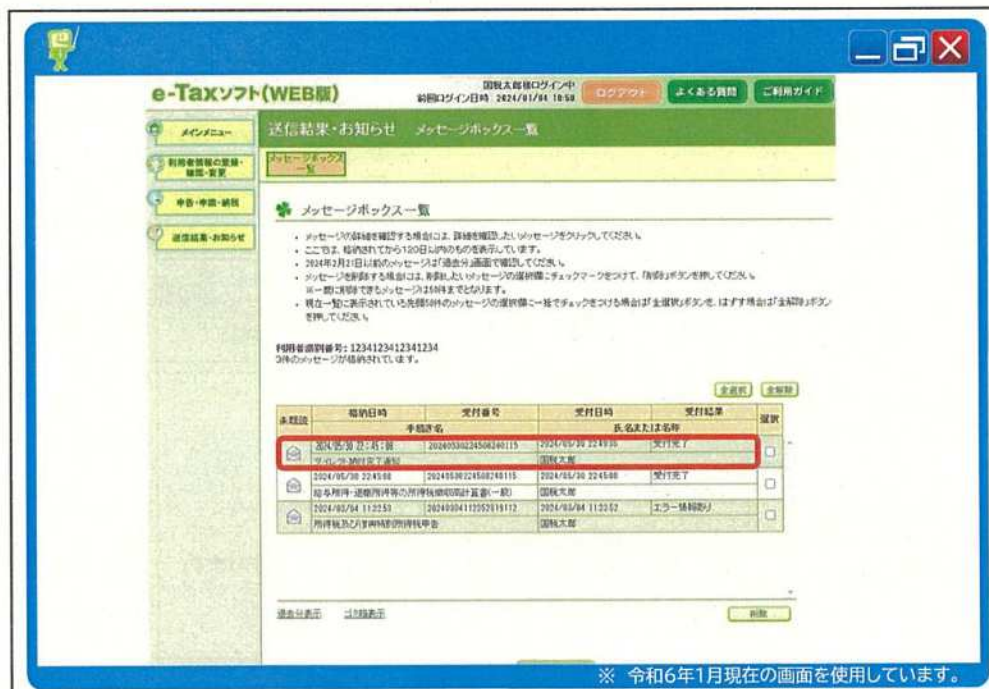
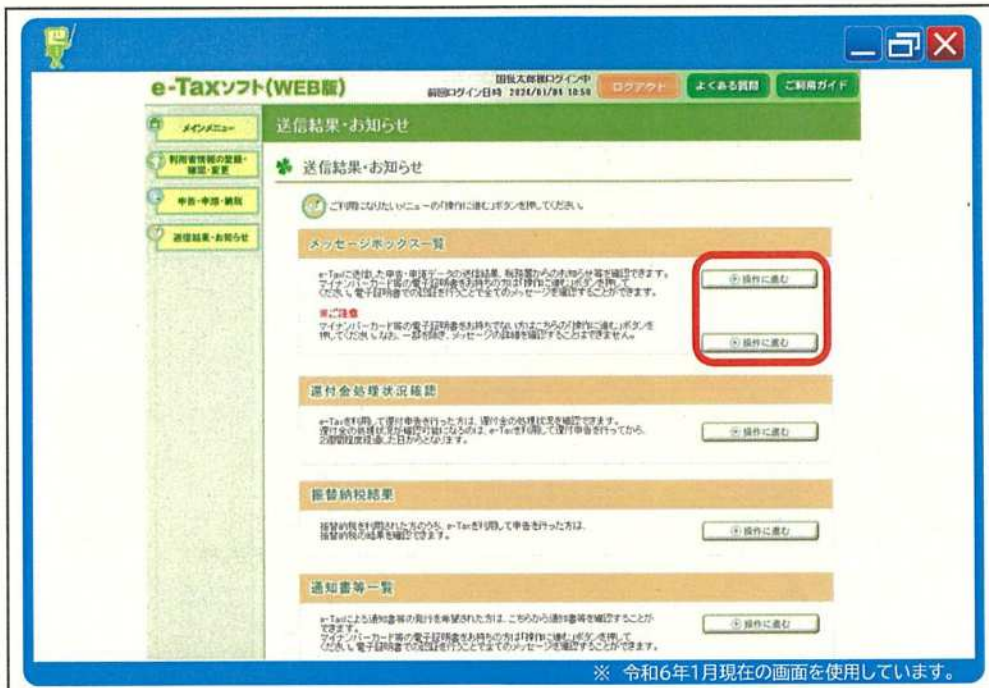
送信結果のお知らせ

マイページから

e-Taxに送信した申告・申請データの
 送信結果、税務署からのお知らせ等
 を表示出来ます。また、送信結果を
 印刷や代行書類(PDF等)の送信も
 行うことが出来ます。

Copyright © 国税庁

※ 令和6年1月現在の画面を使用しています。





5.自動ダイレクトの利用手順【(参考)ケーススタディ1】

Q. 自動ダイレクト対象外又は、自動ダイレクトエラーとなった場合はどうしたらいい？

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象外です。
申告データを送信後、受信通知から納付を完了してください。[自動ダイレクトとは](#)

A. なんらかの原因で自動ダイレクトが利用できないため、申告等データを送信後、メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から納付をお願いします。

受信通知(自動ダイレクトエラー)

自動ダイレクトが利用できないため、納付できません。
メッセージボックスに格納された申告データから、納付申請のキャンセル及び再行をお願いします。
なお、納付済みの申告データは納付済みの納付通知として格納されます。

納付区分番号	10000000000000000000
納付区分	確定申告
申告区分	確定申告
申告年度	令和9年分
エラー情報	申告データ送信時にエラーが発生しました。申告データを送信し、メッセージボックスに格納された申告データから、納付申請のキャンセル及び再行をお願いします。

○ 自動ダイレクト対象外となる主な原因

- ・ ダイレクト納付の登録が完了してない
→ダイレクト利用届出書を提出してからメッセージボックスにダイレクト納付完了通知が届いたら利用可能となります。
- ・ 法定納期限を過ぎた申告等データを作成している
→自動ダイレクトを利用するためには、法定納期限までに手続を行う必要があります。
- ・ 納付額が上限金額を超えている
→法定納期限当日に申告した場合は、**利用できる納付税額**に制限があります。

5.自動ダイレクトの利用手順【(参考)ケーススタディ1】

受信通知(納付区分番号通知)

ダイレクト納付

届出済みの納付区分番号でダイレクト納付を行うことができます。

電子納付

【E-Taxセンターネットバンキング】を利用してE-Taxセンターを通じて納税の窓口は下記のとおりです。お問い合わせは、下記のとおりです。

納付機関番号	40000
納付番号	納税者識別番号を本人入力してください。
暗証番号	納税者識別番号を本人入力してください。
納付区分	700(標準)
納付金額	令和5年10月納付
納付金額	20,400円

インターネットバンキングによる電子納税を行う際は、「E-Taxセンターネットバンキング」を選択してください。

スマホアプリ納付

納付区分	伝票別納付
納付金額	20,400円

スマホアプリ納付を行う際は、「スマホアプリ納付」を選択して、「国税e-Taxアプリ」をダウンロードして、E-Taxセンターから納税を行います。なお、「国税e-Taxアプリ」は、E-Taxセンターからダウンロードして、E-Taxセンターから納税を行います。E-Taxセンターから納税を行います。

クレジットカード納付

納付区分	伝票別納付
納付金額	20,400円

クレジットカードによる納付を行う際は「クレジットカード納付」を選択して、「国税e-Taxアプリ」をダウンロードして、E-Taxセンターから納税を行います。なお、「国税e-Taxアプリ」は、E-Taxセンターからダウンロードして、E-Taxセンターから納税を行います。E-Taxセンターから納税を行います。

コンビニ納付(QRコード)

コンビニ納付(伝票別)は「コンビニ納付」を選択して、「国税e-Taxアプリ」をダウンロードして、E-Taxセンターから納税を行います。なお、「国税e-Taxアプリ」は、E-Taxセンターからダウンロードして、E-Taxセンターから納税を行います。E-Taxセンターから納税を行います。

Point !

- 納付区分番号通知から納付できる方法は5つありますが、表示されるのはご利用できる納付手段のみです。
- ※ ダイレクト納付を利用するには事前の登録(届出)が必要です。

5.自動ダイレクトの利用手順【(参考)ケーススタディ2】

Q. 申告手続は税理士にしてもらって、納付手続だけ自分ですることはできる？

A. 税理士が自動ダイレクトを利用せずに申告等データを送信し、その後メッセージボックスに格納される納付区分番号通知からご自身で納付手続をすることができます。

○申告手続を税理士、納付手続を納税者自身が行う場合

	税理士が申告手続に必要なもの	税理士が申告手続を行った後、納税者が納付手続に必要なもの
税理士の電子署名	○	不要
税理士の利用者識別番号	○	不要
税理士の暗証番号	○	不要
納税者の電子署名	不要	不要
納税者の利用者識別番号	○	○
納税者の暗証番号	不要	○

Point !

- 税理士が申告を行うことにより、納税者自身のメッセージボックスに受信通知が格納されます。
- 納税者は、自身の利用者識別番号と暗証番号でe-Taxにログインし、メッセージボックスに格納された受信通知から、ダイレクト納付を行うことができます(電子証明書は不要です)。

5.自動ダイレクトの利用手順【(参考)ケーススタディ3】

Q. 手続ごとに申告・納付の管理を行う方法はあるの？

手続ごとに担当部署が
違うんだよな…



A. メッセージボックスのフォルダ機能を活用することで、目的に応じて複数のフォルダを作成し、メッセージの管理をすることが可能です。

メッセージボックスのフォルダ作成・変更を行う方はこちら

1. フォルダ作成/変更ボタン

2. フォルダ名変更ボタン

3. 検索ボタン

メッセージボックス一覧

- メッセージの通知を確認する場合には、詳細を確認したいメッセージをクリックしてください。
- ここでは、検索してから120日以内のものを表示しています。
- 2024年9月30日以前のメッセージは「請求未済」状態で表示されています。
- 別のフォルダのメッセージを表示したい場合は「フォルダ切り替え」ボタンを押してください。
- メッセージを別フォルダに移動する場合は、移動したいメッセージの選択欄にチェックマークをつけて、「メッセージ移動」ボタンを押してください。
- メッセージを削除する場合には、削除したいメッセージの選択欄にチェックマークをつけて、「削除」ボタンを押してください。
- ※一括に移動又は削除できるメッセージは50件までとなります。
- ※現在一覧に表示されている9月30日までのメッセージの選択欄に一括でチェックをつける場合は「全選択」ボタンを、はずす場合は「全解除」ボタンを押してください。

未読数	振込日時	手続名	受付番号	受付日時	氏名または名称	受付結果	選択
0	2024/05/20 15:15	国庫外納付通知	20240520240448110	2024/05/20 12:49:36	国庫本部	受付完了	<input type="checkbox"/>
0	2024/05/19 22:45:00	国庫本部	2024050224040240115	2024/05/19 22:45:00	国庫本部	受付完了	<input type="checkbox"/>
0	2024/05/04 11:22:53	国庫本部	2024040411202918112	2024/05/04 11:22:52	エラー-債権部		<input type="checkbox"/>

4. メッセージ移動

申告データ送信画面

提出先振込部署	仙台北振込部
添付書類	なし
提出年月日	令和6年6月00日

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは

私（当社）は、申付した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	1234123412341234
引落日	令和6年6月16日
納付金額	10,000円
引落口座	国庫銀行 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

フォルダ選択	受信通知の振込先フォルダ 未選択(共通フォルダ)	フォルダ選択 ①フォルダ選択
--------	-----------------------------	-------------------

※ この画面は開発中のものです。

6. (参考1) 国税の納付手段【キャッシュレス納付】

振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。

ダイレクト納付

ダイレクト納付の申込をすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落により納付する方法です。

インターネットバンキング等

インターネットバンキング口座などから納付する方法です。

クレジットカード納付

インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」から納付受託者に納付を委託する方法です。

スマホアプリ納付

「国税スマートフォン決済専用サイト」から、利用するスマホ決済アプリ(Pay払い)を選択し、納付受託者に納付を委託する方法です。

6. (参考2) 納付手段の掲載箇所(国税庁ホームページ)

【国税庁ホームページ・納付に関する総合案内】

ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 納税・納税証明書手続 > 納税に関する総合案内

The screenshot shows the Japanese Tax Authority (NTA) homepage. A red arrow points from the '納税に関する総合案内' (General Information on Taxation) link in the main menu to a detailed page. On this page, another red arrow points from the '1. 納付手続に関する情報を知りたい方' (For those who want to know information about tax payment procedures) section to a specific '1. ① 国税の納付手続' (1. National Tax Payment Procedures) link. This link leads to a page titled '1. 納付手続に関する情報を知りたい方' which lists various payment methods under the heading 'キャッシュレス納付!' (Cashless Payment!).

1. 納付手続に関する情報を知りたい方

▼ ① 国税の納付手続

● 国税の納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択していただき、納付手続を行ってください。
なお、国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に行く必要がない、「キャッシュレス納付」が大変便利です。
国税の納付手続についてご不明な点がございましたら、「国税相談専用ダイヤル」(0570-00-5901)へお電話ください(「電話相談センター」になります。)

▼ キャッシュレス納付!

- 振替納税
- ダイレクト納付
- インターネットバンキング
- クレジットカード納付
- スマホアプリ納付
- 現金納付

▼ キャッシュレス納付以外の納付方法

- コンビニ納付
- コンビニ納付(Pay払い)
- 郵便納付

6. (参考2)納付手段の掲載箇所(国税庁ホームページ)

【国税庁ホームページ・Web-TAX-TV】

ホーム > 刊行物等 > インターネット番組(Web-TAX-TV)
> インターネット利用サービス



ご清聴ありがとうございました。

本日セミナーにご出席の皆様も
国税の納付は「キャッシュレス納付」
 を是非ご利用ください。
 よろしくお願いたします！



令和6年4月から

源泉所得税の納付にも、
おススメ!!

自動ダイレクト

が始まります!

自動ダイレクトとは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

利用条件

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

- ※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。[☞](#)
 ※2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。



操作方法

e-Taxで申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクト」の項目が表示されますので、チェックボックスにチェックを付けることで、自動ダイレクトの利用が可能となります。

※ チェックを付けると、自動ダイレクトが利用可能か、e-Taxで判定します。

受付システムへの送信
以下の手続きを受付システムへ送信します。

自動ダイレクト
本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは①

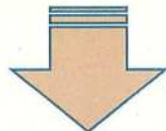
私（当社）は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	1234123412341234
引落日	令和6年5月10日
納付金額	1,000円
引落口座	国税銀行 普通預金 1234567890123

フォルダ選択 | 受信通知の格納先フォルダ | フォルダ選択
未選択(共通フォルダ) |

①チェックボックスにチェック！

②送信をクリック！



自動ダイレクトの実行確認

「申告された納付額について、自動ダイレクトによる引落しを行う」にチェックがあるため、法定納期限当日（法定納期限当日に申告された場合は、法定納期限の翌営業日）に自動的に口座引落しが行われます。よろしいですか？

※ 口座引落しの前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。（口座引落しができなかった場合、延滞税等がかかる可能性があります）

※ 振替納税を利用されている方へ
自動ダイレクトにより納付された場合、振替日に口座引落しは行いません。

③確認してクリック！

4 送信まで終わったら

● 納付区分番号通知を確認
自動ダイレクトが利用できる場合、e-Taxに通知される「納付区分番号通知」に「指定した期日に登録口座から引き落としを行います。」と表示されます。

● 納付日に自動引落し
法定納期限当日（又は翌取引日※）に、自動で口座から引き落とされます（操作は不要）。
※法定納期限当日に申告した場合

● 納付完了通知
納付が完了したら、e-Taxに「ダイレクト納付完了通知」が通知されます。

※ 各画面は、会計ソフトで異なります。

消費税の期限内納付のために、

インボイス発行事業者になった方必見!

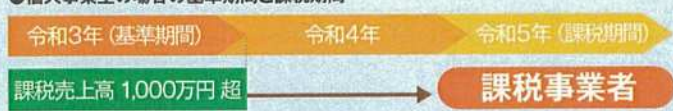
計画的な納税資金の積立てを!



消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

計画的な納税資金の積立てには『予納ダイレクト』が便利です!

予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

メリットは?

- ✓ 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- ✓ 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
定期的均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

計画的な納付で、安心! 確実!



定期的に均等額を予納すると...



詳しくは、国税庁ホームページへ

「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ



納税額・積立額の目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業(第1種事業)		小売業、農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)(第2種事業)		農林漁業(左記に該当するものを除く)など(第3種事業)		飲食店業など(第4種事業)		金融・保険業、運輸通信業など(第5種事業)		不動産業(第6種事業)		
	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
1,000万円	84万円	10万円	0.9万円	20万円	1.7万円	30万円	2.5万円	40万円	3.4万円	50万円	4.2万円	60万円	5.0万円
2,000万円	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000万円	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和5年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が20万円の場合、月々の積立額は、約1.7万円になります。

インボイス発行事業者の方!

『2割特例』ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

詳しくは、国税庁ホームページへ

「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」へ



●計算イメージ



●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高 万円	売上税額 万円	年間税額 万円	積立目安月額 万円
500	50	10	0.9
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター
TEL0120-205-553
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に関する
各省庁等の相談窓口一覧



便利な納付方法はこちら!

納税はキャッシュレス納付

✓ PCやスマホで簡単手続き!



✓ 自宅やオフィスから納付可能!



✓ 現金の準備が不要!



選べるキャッシュレス納付手段

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- 振替納税(口座振替)
- インターネットバンキングによる納付
- クレジットカード納付
- スマホアプリ納付

詳しくは、
国税庁
ホームページへ



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、
国税庁ホームページへ



国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
 - A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
 - F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

国税の猶予の
詳細はこちら



申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- ① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
- ② 資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
- ③ 担保提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

なお、次に該当する場合は、担保提供をする必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができると認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・ 猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

- 申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引」をご覧ください。

「猶予の申請の手引」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご覧いただけます。

- 申請書は、**スマホやタブレットからe-Taxソフト**で、作成・提出することができます。

- 国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

国税の納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。

また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

e-Taxソフト
(SP版)



ご存じですか？

「定額減税特設サイト」は、
こちらからアクセス



令和6年分所得税

定額減税

「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象(注:合計所得金額が1,805万円以下の方のみ)として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人…3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族(※)…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

定額減税の実施方法

給与所得者に対する実施

- 令和6年6月以後最初に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

公的年金受給者に対する実施

- 令和6年6月以後最初に支払う公的年金(老齢年金)に係る源泉徴収税額から減税
- 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- 原則として、確定申告で減税
- 予定納税対象者については、予定納税の通知の機会に減税

このリーフレットは、令和6年1月31日現在の情報に基づき、大阪国税局が作成しました。

給与を支払う事業者のみなさまへ

定額減税は、令和6年6月1日以後 最初に支払う給与等から！

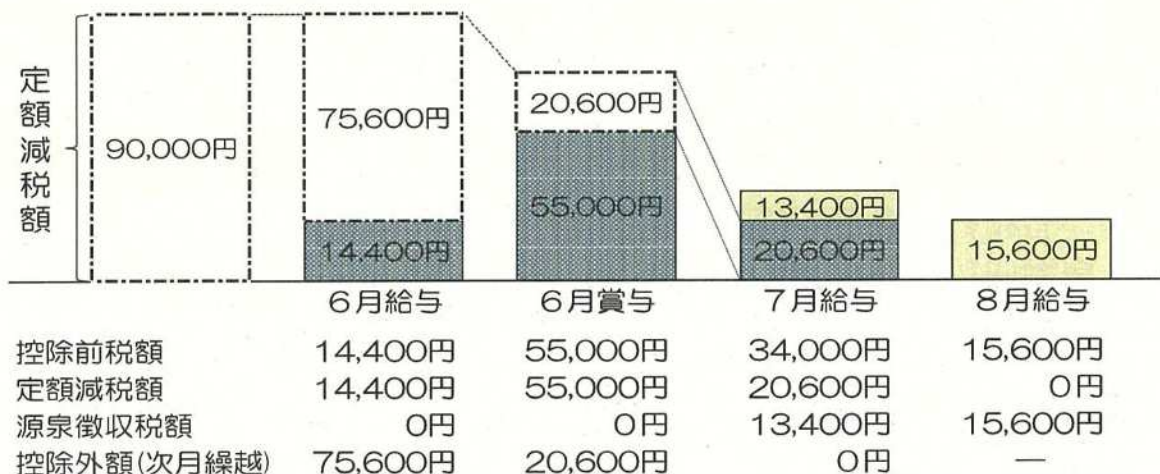
令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している従業員のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者については、月々の給与等に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

給与所得者の定額減税イメージ

【例】次の世帯構成の場合

区分 判定等	所得者本人	配偶者	子供1	子供2
同一生計	—	○	○	○
職業等	会社員	パート	大学生 (アルバイト)	中学生
収入金額	680万円	105万円	75万円	0円
合計所得金額	502万円	50万円	20万円	0円
定額減税の対象	○	×(※)	○	○
定額減税額	3万円	0円	3万円	3万円

※ 配偶者の合計所得金額が48万円超のため、配偶者自身は所得者本人として定額減税を受ける。



定額減税に関する最新情報は、
「定額減税特設サイト」で確認！！
特設サイトはこちらから



源泉徴収義務者向け

定額減税に関する最新情報は特設サイトを[確認](#)⇒



定額減税説明会 やっています!!



最近、「定額減税」って聞くようになったけど、**どうやって減税されるんやろ?**



お給料にも影響があるのかも…
経理担当者として、知っておくべきことがあるのかな?



「定額減税」のギモン?
解決しましょう!!



定額減税説明会 開催日程一覧表

主催者 : 天王寺税務署・公益社団法人天王寺納税協会
開催場所 : 天王寺納税協会3階会議室 (〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番11号)

開催日時	開催場所	定員	その他
令和6年 4月10日 (水)	天王寺納税協会 3階会議室	各回 (LINE予約:25名) 30名 (電話予約:5名)	LINEまたは電話による 事前予約(※)必要 (4月8日(月)17時まで)
		15:00~16:30	
令和6年 4月24日 (水)	天王寺納税協会 3階会議室	各回 (LINE予約:25名) 30名 (電話予約:5名)	LINEまたは電話による 事前予約(※)必要 (4月22日(月)17時まで)
		15:00~16:30	
令和6年 5月10日 (金)	天王寺納税協会 3階会議室	各回 (LINE予約:25名) 30名 (電話予約:5名)	LINEまたは電話による 事前予約(※)必要 (5月8日(水)17時まで)
		15:00~16:30	
令和6年 5月27日 (月)	天王寺納税協会 3階会議室	各回 (LINE予約:25名) 30名 (電話予約:5名)	LINEまたは電話による 事前予約(※)必要 (5月23日(金)17時まで)
		15:00~16:30	

■ LINEによる事前予約(※) LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加の上、「トーク」画面からお申し込みください。
■ 電話による事前予約(※) 天王寺税務署(06-6772-1281)に電話の上、「定額減税説明会の予約」とお伝えください。


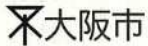
国税庁HP掲載の**制度の解説動画**や**パンフレット**を使って、
定額減税の制度や事務手続を説明します。



税務職員ふたば



定額減税説明会は、LINEアプリから事前申込みができます。
👉 国税庁LINE公式アカウントを「友だち」追加してください。

令和6年度 **個人市・府民税の定額減税について**  

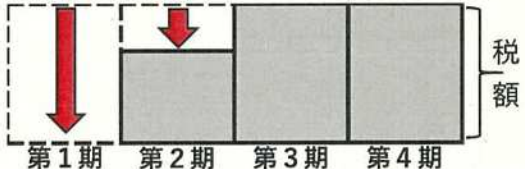
定額減税対象者
 令和6年度の個人市・府民税所得割の納税義務者のうち、**前年の合計所得金額が1,805万円以下**
(給与収入2,000万円以下に相当)の者が対象となります。
 (注)均等割のみ課税される納税義務者は定額減税の対象外となります。

定額減税額算出方法
 納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族**1人につき**、令和6年度分の個人市・府民税**1万円が**
減税されます。なお、減税はすべての税額控除(寄附金税額控除や住宅ローン控除など)を行った後の
 所得割額から行います。
 (注)控除対象配偶者および扶養親族の算定において、国外居住者は対象から除きます。
 (注)算出した減税額が所得割額を上回る場合は、所得割額が減税の限度額となります。
 (均等割額への減税の適用はできません。)



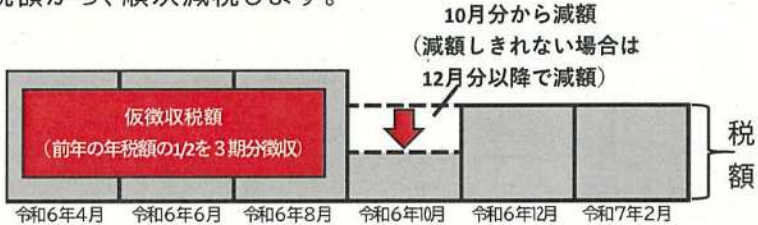
●普通徴収
 定額減税前の税額をもとに算出した**第1期分(令和6年6月分)の税額から減税し**、
 第1期分から減税しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次減税します。

減税の実施方法(イメージ)



●年金特別徴収
 定額減税前の税額をもとに算出した**令和6年10月分の特別徴収税額から減税し**、
 減税しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次減税します。
 (注)令和6年度から新たに年金特別徴収が開始される場合は、第1期分(令和6年6月分)および
 第2期分(令和6年8月分)は普通徴収の方法による減税を実施し、減税しきれない場合は、
 令和6年10月分以降の特別徴収税額から、順次減税します。

減税の実施方法(イメージ)



10月分から減額
 (減額しきれない場合は
 12月分以降で減額)

●給与所得に係る特別徴収
 裏面をご覧ください。



【給与所得特別徴収義務者の方へ】

特別徴収税額の決定・変更通知書について

- 定額減税の対象か否かにかかわらず、全従業員分について、例年どおり5月中旬にお送りします。
- 記載される税額については、定額減税「後」の実際に納付していただく税額を記載しますので、**定額減税の減税額を特別徴収義務者で計算していただく必要はありません。**
- また、納税義務者用については、摘要欄に定額減税額及び定額減税未済額を記載します。
なお、特別徴収義務者用については、定額減税に係る追加の記載は行いません。

個人市・府民税の給与特別徴収について

- 令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。
(注)減税により所得割額が0円となる場合は、令和6年7月分に均等割額をまとめて徴収します。
(注)定額減税の対象外となる納税義務者は、従来のとおり、令和6年6月分から徴収します。



【給与所得特別徴収に関するお問い合わせ】

名称（担当区域）	所在地	電話番号
船場法人市税事務所 (市内全域)	〒541-8551 大阪市中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館2階北側	06(4705)2932

【納税者（従業員等）個人の定額減税に関するお問い合わせ】

名称（担当区域）	所在地	電話番号
梅田市税事務所 (北区、西淀川区、淀川区、東淀川区)	〒530-8216 大阪市北区梅田1-2-2-700 大阪駅前第2ビル7階	06(4797)2953
京橋市税事務所 (都島区、旭区、城東区、鶴見区)	〒534-8502 大阪市都島区片町2-2-48 JEI京橋ビル4階	06(4801)2953
弁天町市税事務所 (福島区、此花区、西区、 港区、大正区)	〒552-8505 大阪市港区弁天1-2-2-100 大阪ベイツタワーイースト1階	06(4395)2953
なんば市税事務所 (中央区、天王寺区、浪速区、 東成区、生野区)	〒556-8670 大阪市浪速区湊町1-4-1 大阪シティエアターミナルビル(OCAT)5階	06(4397)2953
あべの市税事務所 (阿倍野区、住之江区、住吉区、 東住吉区、平野区、西成区)	〒545-8533 大阪市阿倍野区旭町1-2-7-702 あべのメディックス7階	06(4396)2953